

令和 7 年 12 日 16 日

白岡市議会議長 中川 幸廣 様

提出者 白岡市議会議員

野々口 眞由美

賛同者 白岡市議会議員

遠藤 誠

//

//

尾嶋 一雄

議提案第 6 号 ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書案

議提案第 6 号 ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書案を、所定の賛成者を得て、別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条並びに白岡市議会会議規則（平成 24 年白岡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

提案理由

ゲノム編集とは、特定の塩基配列を改変する技術であり、外来遺伝子が残る場合は遺伝子組換え食品として表示義務がありますが、外来遺伝子が残らないゲノム編集技術応用食品には表示義務がありません。

我が国では 2019 年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、すでに農産物や水産物が流通し、今後さらに増えることが予想されます。

一方、消費者には、正確な情報を知り、自ら選択する権利があり、現行制度では、販売時にゲノム編集技術応用食品であることが分かりにくく、消費者が気づかずに購入するおそれがあります。

よって、消費者の知る権利及び選ぶ権利を守る観点から、ゲノム編集技術応用食品について表示の義務化を求めるため、本案を提出するものです。

ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める意見書

ゲノム編集技術とは、生物が持つ遺伝子の特定箇所を切断し、遺伝子が担う形質を改良する技術であり、この技術を用いて作られるゲノム編集技術応用食品には、健康維持を目的としたものや、食料の安定供給に貢献するものなど様々なニーズがあり、こうしたニーズに対応するために研究開発が進められている。

我が国において、ゲノム編集技術応用食品のうち、外来遺伝子及びその一部が除去されていないものは、遺伝子組換え食品として、食品安全性審査や食品表示基準に基づく表示が義務付けられているものの、現在の表示制度では、消費者が遺伝子組換えでない食品を選択する上での情報が十分ではないとの指摘がある。

また、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか、科学的に判別不能であることなどを理由に、食品の安全性に関する審査は行われておらず、食品表示基準に基づく表示の対象外とされている。

このため、消費者からは、商品を知る権利及び選ぶ権利を担保するために、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品についても食品表示基準に基づく表示を行うことを求める声が上がっている。

よって、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、ゲノム編集技術応用食品の表示義務化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様

消費者庁長官 様

埼玉県白岡市議会議長 中 川 幸 廣